

兵庫教区教務所発 第 407 号  
2022(令和4)年3月25日

組 長 各 位

兵庫教区教務所長

中 尾 了 信

区令發布通知について

拝啓 組長各位には、教区宗務についてご尽力を賜っておりますこと厚くお礼申しあげます。

この度、2021年度第177回兵庫教区定期教区会の議決を経た「親鸞聖人御誕生850年立教開宗800年慶讚法要 兵庫教区神戸別院法要事務所設置規則の一部を変更する区令」を発布いたしましたので、管内への周知方くださいますよう、ご依頼申しあげます。

記

1. 兵庫教区区令第2号 ····· 別紙添付

以 上

2021（令和3）年度兵庫教区定期教区会（通算第177回）の議決  
を経た親鸞聖人御誕生850年慶讃法要兵庫教区法要事務所設置規則の一部を変更  
する立教開宗800年神戸別院区令をここに発布する。

2022（令和4）年3月25日

兵庫教区教務所長 中尾了信

区令第2号

親鸞聖人御誕生850年慶讃法要兵庫教区法要事務所設置規則の一部を変更する区令  
案

親鸞聖人御誕生850年慶讃法要兵庫教区法要事務所設置規則（令和2年区令第1号）  
立教開宗800年神戸別院の一部を次のように変更する。

第4条第1項第2号中「賛事」を「事務職員」に改め、同項中第3号から第5号までを削り、同条第3項中「賛事、主事、録事及び書記」を「事務職員」に、「上職」を「所長」に改め、同項の次に次の2項を加える。

4 前3項のほか、教区規程（昭和24年宗則第120号）第10条の2の規定により教務所に副所長が置かれているときは、法要事務所に副所長1人を置き、教務所の副所長をもって充てる。

5 事務職員の補任については、教区規程第11条第2項及び第3項の規定を準用する。

#### 附 則

- 1 この区令は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この区令施行の際現に賛事、主事、録事及び書記たる者は、この区令による事務職員とみなす。但し、事務員資格試験及び法務員資格試験に合格していない教師又は事務員資格試験に合格していない教師でない僧侶、寺族若しくは門徒は、この区令による事務職員取扱とみなす。
- 3 第1項の規定にかかわらず、教務所長は、あらかじめ必要な準備措置を講じることができるものとする。